

## 第3次嬉野市地域福祉計画パブリックコメントへの回答

「第3次嬉野市地域福祉計画（案）」について、市民の皆様からご意見を募集したところ、8件のご意見をいただきました。いただいたご意見及びご意見に対する市の対応について、公表いたします。

1. 意見募集期間                      令和5年2月1日（水）から令和5年2月21日（火）
2. 公表資料                              第3次嬉野市地域福祉計画（案）
3. 周知方法                              市ホームページ、閲覧（塩田庁舎、嬉野庁舎）
4. 意見件数                              8件
5. ご意見の内容及び対応              下記のとおり

意見内容	回答
<p>1. 総論……内容が抽象的、2025年問題が登場しない。 「第2次嬉野市地域福祉計画」でもパブコメを出しました。「第3次嬉野市地域福祉計画（案）」（以下、本案）は「第2次嬉野市地域福祉計画」に少し手をいれた内容になっています。率直に言って、本案の作成の仕方は、「定型」的な域を出ておらず、主語を変えればどの自治体でもありうるような抽象的な計画となっています。また、あれほど騒がれた「2025年」問題がまったく登場していません。</p>	<p>地域福祉計画は、すべての市民の福祉の増進に向け共通して取り組むべき事項について、嬉野町・塩田町、各校区や自治会等の課題を見極めたうえで、地域限定的なものにならないよう嬉野市全体での方向性を定めているところです。本市の現状や将来の課題については、できるだけ多く吸い上げ施策の検討を行っております。</p> <p>「2025年問題」については、後期高齢者の増加に伴う医療、介護分野の整備</p>

嬉野市は小さな自治体であり、顔が見える関係にあります。これは良い側面です。これまでの5年間で市民目線で社会福祉の推移を振り返り、これから5年後の地域の人々に希望を与える計画でありたいものです。

や少子化対策などが課題として挙げられており、その対策に関する取り組みについては、高齢者福祉等の福祉個別分野の計画において具体的に検討し取り組んでまいります。

しかし、「2025年問題」については、地域福祉分野においても踏まえておくべき課題であるため、「地域福祉に関わる国や県の動向」の高齢者福祉・介護分野において記述を追加することとします。

【記載内容】P 6 高齢者福祉・介護分野 以下の内容を追加  
→いわゆる「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となり、社会保障費の増大や医療・介護のひっ迫等が懸念される「2025年問題」や、人口減少と現役世代により労働力不足や社会保障費のさらなる増大が懸念される「2040年問題」など、少子高齢化は全国的に進行しており、課題が生じています。

意 見	回 答
<p>2. 当計画の実行責任者はだれですか。</p> <p>なぜ、このような計画案ができてしまうのか？私なりに考えてみました。通常、企業の中長期計画（3年～5年）であれば、利益をどう蓄積していくかということになります。うまく行かなければ、トップは責任を負い、交代します。</p> <p>本案は「何のために、誰のために計画はあるのか」、「だれが、どのように計画を遂行するのか（最終責任者は嬉野市長でしょうか）」、この本質的なことが曖昧なのです。</p> <p>p.66には第2次計画と同様、「策定委員会委員を中心にして」継続して取り組んでいくとありますが、第2次計画において、点検の会議がありましたか。（これについては後で触れます）計画を立てて終わりでは意味がありません。</p> <p>だれが経年的に実行状況を点検するのですか。</p>	<p>地域福祉は、「自助」「共助」「公助」の視点のもと、住民、福祉関係団体、社会福祉協議会、行政等がそれぞれの役割をもち取り組んでいく必要があります。計画全体の推進においては、市全体でのご協力をいただきたいと思いますと考えております。</p> <p>なお、「行政が取り組むこと（公助）」に記載されている項目については、担当課が主体となり取り組み評価項目等を活用しながら取り組むとともに、第3次嬉野市地域福祉計画がより実効性のある計画となるために、計画期間中において、策定委員や関係団体などから意見をいただきながら、庁内において評価検証を行います。</p>

意見	回答
<p>3. 「ものさし」はこれでよいのですか。</p> <p>達成度を点検するにも、その設定と評価基準（ものさし）がないに等しいと言わねばなりません。「第2次計画」でも「PDCAサイクル」を回すと書かれていましたが、数値目標はありませんでした。</p> <p>今回、いくつかの指標があります（p.62,63）が、その出発点が無作為抽出された「アンケート」による回答です。これは、客観的評価にはなりません。嬉野市は嬉野町と塩田町の2町からなり、異なる歴史・文化、就業構成があります。これらを十把一絡げに括ることはできません。また、回答そのものにバイアスがかかっていると見るべきです。客観的に評価をしようとするれば、縦断的・横断的、対面調査等が必要です。むしろ、福祉に従事する職種や福祉関係事業所にて確実に把握できる数字を選んで、そのなかで福祉向上に該当する数字にもとづいて評価した方が適切だと考えます。</p> <p>民生委員は毎月詳細な活動報告を提出しています。ここを分析すればいろいろなことが分かります。地域包括支援センター、社協、福祉系NPO法人でもそうだと思います。（宝が埋まっている）</p> <p>福祉・人権関係の講演会開催件数、参加者数の増加はこれからますます重要になります。生活支援体制整備事業関連の数字も追いたい。成年後見人制度利用件数、日常生活自立支援事業利用件数、法テラス紹介件数などは少数でも政策の深度をはかる指標になります。試行されている乗り合いタクシーの利用件数も今後注目されます。後述しますが、生活保護の捕捉率を調査し、もし25%だったとして、それが50%になれば向上したことになります。社会保障関連において支出増加を罪悪視しては、福祉の向上ははかれません。住民が住むことに心地よさを感じれば、人口は増えます。（医療・介護系職場においては一般的にインシデント報告数が多いほど安全性が高いと言われる）</p>	<p>庁内において年度ごと取り組み状況の評価や検証を行うことを目的とし、行政が行う取り組みにおいて目標値を設定しました。また、素案において掲載していたアンケート調査から設定した評価項目については、「取り組み評価項目」とすることで、主観的・客観的に評価ができるよう修正しました。ご意見をいただいた評価指標として、計画の評価や点検に必要な各種福祉事業のデータについては、今後検証を行う中で追加等検討を行っていきたいと考えています。</p>

意 見	回 答
<p>4. コロナ禍により、計画の点検・修正を必要としたのではないですか 「第2次地域福祉計画」期において特筆すべき事象は世界的に広がった新型コロナウイルス・パンデミックだと思います。 これは日本の経済、社会、医療・介護、福祉のあり方に激変をもたらし、人びとのあらゆる生活部面に深刻な影響を及ぼしました。 しかし、先に述べたアンケート調査には、コロナ禍にあったにもかかわらず（2022年1月19日～2月6日）、コロナが市民の暮らしにどれだけ影響を与えているかの設問はありません。あるいは、他の回答に影響を与えているかもしれないと言及がないのです。 p.29 関係団体ヒヤリングにおいて、「新型コロナの影響は出ていますか」にて74.1%が「影響が出ている」と答えています。 激変する現代、5年間というスパンは長く、途中で見直しが必要になるので、企業体も最近では3年間の中期計画が多くなっています。「第2次福祉計画」には「必要な場合は、取り組み内容の見直しを行なう」（p.86）とあります（本案もp.66にある）。 コロナ禍というかつてない事態に緊急的に手を打つことこそ計画の見直し、打開策につながるものだと思いますが動きはなかった。 こんな社会の動きが止まるような時に計画の見直しはせず、具体的にはどんな時に行なうのですか。</p>	<p>アンケート調査項目においては、新型コロナウイルス感染症の影響に関する設問は設定していませんが、素案p.29「あなたは、今後嬉野市で地域活動に参加したいと思いますか」の設問において「参加したいと思わない」が約10ポイント増加しているなど、経年比較によって新型コロナウイルス感染症の影響が表れている箇所があり、こちらについては表記を追加することとします。</p> <p>【記載内容】P29中段を以下の内容に変更 →今後の地域活動への参加意向は、「参加したいと思わない」が平成29年から約10ポイント増加しています。新型コロナウイルス感染症の流行に伴う集まる機会の減少等によって、住民一人ひとりの参加意向の低下が課題になっています。また、地域活動の参加経験がないと答えた方のその理由については、「時間が合わない、時間的な余裕がない」に続いて「どのような行事や地域活動があるかわからない」が続いており、地域でどんな活動が行われているかなどの情報提供が課題となっています。</p>

意見	回答
<p>5. コロナ禍の時、民生委員への対応はよかったですか？また、コロナ関係指標を入れてください。</p> <p>①コロナ禍が広がるにともない、全国民生委員児童委員連合会（全民児連）は訪問対面を止めるように通達を出しました。しかし、電話では顔が見えず、本当の姿は分かりません。2020年（令和2年）8月11日（火）、本市文教常任委員会はコロナ禍における民生委員活動について嬉野市民児協役員からヒヤリング調査を行いました。（「新型コロナウイルス感染症の影響および関連する相談事案等について」）議事録には「今回の『新型コロナウイルス感染症』の影響は、活動そのものの大きな障壁になっている」と記されています。</p> <p>全民児連は民児協定例会が開催されないなか、厚労省宛、リモート会議などによる情報交換をするために、自治体によるIT機器の民生委員への貸与を要望しました。本市では今日まで何も動きがありません。これらの対応は適切だったとお考えですか。</p> <p>②コロナ関係指標をあげてください。</p> <p>医療・保健・介護と福祉は分かちがたく結びついています。コロナ対応が十分であったかどうか。他自治体とくらべてどうだったか、客観的に判断できる数字が必要です。「医療のひっ迫度」「療養者数」「PCR検査の陽性率」「新規感染者数」「医療・福祉施設でのクラスター発生数」など。コロナ禍で廃業した介護事業所があるかもしれません。これらは、まだ進行形であり、今後、未知の新たな感染症パンデミックが襲う可能性があります。策定委員になられた方には、この間、苦労されたエッセンシャルワークに従事される人びとが多い。それぞれの経験と対策（知恵）をもちよればコロナ禍の全体像が明らかになり、具体的な対策が出て来ると思います。</p> <p>関連指標に基づき、総括と対策をお願いします。</p>	<p>新型コロナウイルスの感染拡大が地域活動において様々な影響が及んでいることは十分に承知しております。新型コロナウイルス感染症については、次期計画期間中において地域福祉分野のみでの特筆した取り組みを明記することが難しいため、具体的取り組みや指標の入れ込みは見合わせております。しかし、これまで実施してきた新型コロナウイルス感染症に関する支援や対策については、今後の状況を十分に鑑みながら担当課、関係課、関係機関との連携の下で方針を検討し、それぞれの分野での関連計画の中でどうあるべきか検討してまいります。</p> <p>また、現行計画期間中に感染症対策を考慮して実施された取り組みについては、その手法や技術の蓄積に努め、今後新たな感染症の流行や社会情勢の変化が生じた際に十分に活用ができるようにする必要があると考えております。よって以下のとおり項目を追加することとします。</p> <p>【記載内容】P53 （2）情報提供の充実 取り組み方針に以下の内容を追加</p> <p>●新型コロナウイルス感染症の流行に伴って定着したオンラインでのコミュニケーション方法や感染症対策に関する正しい知識とそれに対応した活動方法については、技術や経験の蓄積を行い、今後の社会情勢の変化や新たな感染症の流行といった課題が生じた際に活用ができるようにします。</p>

意見	回答
<p>6. 社会福祉に関する重要指標をあげてください。生活保護「捕捉率」調査を計画に入れてください。</p> <p>コロナ禍や西九州新幹線開業の開業により、嬉野市の姿は大きく変わろうとしています。「第2章 嬉野市を取り巻く現状」にはこうした姿をきちんと描いて頂きたい。</p> <p>全国で、コロナ禍により失業者（とくに非正規労働者）が増え、生活保護者数が激増していることは知られています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・嬉野市における失業者数の推移、生活保護世帯の推移、就学援助児童数の推移、生活困窮者の実態を表す諸統計、生活福祉資金貸付制度の「コロナ特例貸付」件数とその返済状況などの指標を本案にあげてください。</li> <li>・嬉野町と塩田町の生保護世帯の数には大きな差（9：1）があります。私は塩田町の人びとは様々な理由で我慢しておられると見ています。スティグマ的考え方が大きく影響している可能性があります。</li> </ul> <p>厚労省はホームページに「生活保護の申請は国民の権利です」とするバナーを貼っています。</p> <p>生活保護を利用する資格がある人のうち、実際に利用している人の割合を示す「捕捉率」は日本では2割前後と言われます。</p> <p>期間中に本市において、捕捉調査を実施することを望みます。</p>	<p>計画書内における統計情報については概要のみ掲載とさせていただきます。</p> <p>失業者数の推移、生活保護世帯の推移、就学援助児童数の推移、生活困窮者の実態を表す諸統計、生活福祉資金貸付制度の「コロナ特例貸付」件数等の統計は掲載できませんが、市としても生活困窮者支援等に重点的に取り組んでおり、関係機関と連携してアウトリーチでの相談しやすい体制のもとで生活保護申請も含めた包括的な支援を行っています。</p>

意 見	回 答
<p>7. 西九州新幹線開業にともなう街並みの変化、住の変化を追う視点を付加してください</p> <p>西九州新幹線開業にともないJR鹿島駅利用圏には大きな影響が出ています。博多行き特急は1日44本から14本に激減し、長崎行き特急は全廃されました。これにより、鹿島駅利用の通勤・通学者は武雄駅や江北駅にシフトしたものと見られ、鹿島駅利用は激減しました。</p> <p>これまで、五町田校区小学校は市内で唯一、児童数が増加していました。佐賀市、福岡市への通勤圏として若い夫婦が定住の場としてきました。新幹線の開業はここにも影響を与えると思われます。</p> <p>商店にも影響が及び、これまで身近な買い物場所だった商店が姿を消しています。これは買い物難民につながります。</p> <p>ここ5年間の本案にここを追う視点を据えたい。</p>	<p>西九州新幹線開業とそれに伴う本市への影響については、嬉野市総合計画を主軸とし、福祉分野だけでなく全庁的に取り組むべき事項であるため、地域福祉計画においては詳しい記載を見送っております。</p> <p>また、買い物支援や移動支援については、基本目標2-2安全・安心を支える体制づくり、(3)誰もが暮らしやすい環境の整備 や嬉野市地域公共交通計画に基づき、確保と充実に努めます。</p>

意見	回答
<p>8. 「基本目標2 ともに協力しあう安心安全な地域づくり」2の「(2) 災害時や緊急時の支援体制の強化」に書かれた民生委員の役割についての法律上の質問</p> <p>「取り組み方針」(公助)として「避難行動要支援者の情報を民生委員・児童委員、消防署、警察署の関係団体と情報を共有することにより、災害時の安否確認や避難支援を円滑に実施できる体制づくりを進めます」とあります。</p> <p>災害時の「安否確認」は行動の範囲が広く、また避難支援は危険を伴うものです。事実、「自身の安全確保が大事」と言われていたたにもかかわらず、東日本大震災では56人の民生委員が犠牲になり、2021年8月の長崎水害では「怖いから来て」と言われた西海市の民生委員がともに命を落とされました。</p> <p>民生委員は「個別避難計画書」作成にも係わるようになっていきます。これらに関わり、いざという時に助けには行かないということにはならないので、事故が起こるのです。</p> <p>避難所の運営や日常生活への復帰支援なら理解できます。高齢者福祉、児童福祉、障がい者福祉などの言葉はありますが、「災害福祉」という言葉はありません。</p> <p>民生委員は平時の社会福祉増進のためのボランティアです。</p> <p>民生委員法第14条に「職務」について5項目規定されています(本案p.18に簡易版)。災害時の避難支援は「職務」のどこに該当するのですか。</p>	<p>(回答)</p> <p>第十四条 民生委員の職務は、次のとおりとする。</p> <p>一 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。</p> <p>二 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。</p> <p>三 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。</p> <p>四 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。</p> <p>五 社会福祉法に定める福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)その他の関係行政機関の業務に協力すること。</p> <p>2 民生委員は、前項の職務を行うほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。</p> <p>本市の民生委員・児童委員の方々には、日頃より地域福祉の推進において多大なる協力をいただいているところです。</p> <p>四での社会福祉に関する活動を行う者や五でのその他の関係行政機関には、災害発生時に支援や救助活動を行う団体や機関も含まれていることを鑑み、有事の際の支援に必要と思われる方の把握等について、平時からの活動としてご協力をいただきたいと考えております。また、防災・減災のための有事に備えるためには、民生委員・児童委員の方が職務として行われている、住民の生活状態を必要に応じ適切に把握した情報を関係機関・団体で共有することで、より適切に、円滑に対応ができることから日頃の防災・減災については、住民の福祉の増進を図るための活動として、以下2点を主としてご協力を賜りたいと考えております。</p>

本市においては、平常時からの防災活動や災害時の避難支援等に役立てるため、避難行動要支援者の把握を進めているところではありますが、市全域での避難行動要支援者の把握は、行政だけでは十分に進めることができない現状にあります。そのため、住民の生活状態を必要に応じ適切に把握されている民生委員・児童委員や行政区長等からの情報を提供していただきながら進めていく必要があると考えております。

民生委員・児童委員の方の災害発生前・発生後の役割においては、「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針」にも記述がありますが、自分自身と家族の安全を最優先に考えていただき、住民の避難行動を促す「率先避難」を行うなど、できる範囲での無理のない行動や、行政・消防関係者への情報提供といった協力が災害時の避難・支援を円滑に実施できる体制づくりに非常に重要であると考えております。

以上の2点から、地域ぐるみでの安全確保を推進していくための項目でありましたが、ご指摘された箇所の表記は簡潔であり、役割の分担が不明瞭であったため、修正することとします。

**【記載内容】P46（2）災害時や緊急時の支援体制の強化**

行政が取り組むこと（公助）に役割を明確化するため以下内容に修正  
→避難行動要支援者の把握を民生委員・児童委員等からの情報提供のもと進め、その情報を消防署、警察署の関係団体と共有します。有事の際には民生委員・児童委員は自分自身の安全確保を最優先とし、行政区長等と連携して必要に応じて情報提供を行うことで、行政、消防署、警察署等による迅速な避難所の開設や被災地域の把握、災害時支援や救助活動に役立て、平時から地域での備えと災害時の避難・支援を円滑に実施できる体制づくりを進めます。